

一般社団法人大阪府建築士事務所協会常勤役員の報酬等 並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府建築士事務所協会(以下「本会」という。)の定款第33条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、本会定款第33条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の決定)

第3条 常勤理事の報酬等の年間報酬額総額は1,400万円の範囲内で、1人当たりの報酬等の金額800万円を上限とし、理事会においてその支給基準を決定するものとする。

(報酬等の支給)

第4条 常勤理事には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は定例報酬月額とする。
- 3 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。
- 4 常勤理事には、賞与及び退職金を支給しない。

(報酬等の支払と控除)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、原則として職員給与の支給日に支給する。ただし、やむをえない事情があり本人の同意を得た場合には、支給日等を変更することができる。
- 3 源泉所得税・住民税、社会保険料等の控除及び本人からの申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 4 月の途中で常勤役員に就任した場合、又は月の途中で常勤理事を退任した場合、あるいは死亡した場合は、報酬は日割計算で支給するものとする。

(費用)

第6条 常勤理事がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、職員の支給基準に準じて通勤費を支給する。
- 3 常勤理事の出張には、要する費用(宿泊費を含む。)を本会定款細則第30条第2項の定める基準に基づき出張旅費として支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(補足)

第8条 この規程に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年5月28日総会決定)